

株主総会での議決権行使の方法につきましては、本総会開催当日における新型コロナウイルスの国内感染状況、政府や都道府県からの外出についての要請、ご自身の健康状態などをご確認いただき、感染リスクの回避を最優先にご判断くださいますよう、お願い申し上げます。
また、感染のリスクを減らすため、ご来場される株主様へのお土産の配布は取りやめさせていただきますので、ご了承のほど、併せてお願い申し上げます。

第76回 2021年3月期 定期株主総会招集ご通知

日時 2021年6月17日（木曜日）午前10時
(受付開始 午前9時)

場所 コンラッド東京 アネックス2階「風波」



可能にする、化学を。

決議事項のご案内

- ▶ 第1号議案 剰余金の処分の件
- ▶ 第2号議案 取締役9名選任の件
- ▶ 第3号議案 監査役1名選任の件
- ▶ 第4号議案 補欠監査役2名選任の件

- ▶ 第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬に係る報酬決定の件
- ▶ 第6号議案 取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬の上限金額、上限株式数および譲渡制限期間の変更の件
- ▶ 第7号議案 吸收分割契約承認の件

新型コロナウイルスに関するお願ひとお知らせ

1. 株主様へのご案内とお願ひ

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受け、本株主総会につきましては、感染拡大防止のため、適切な感染防止策を実施させていただいた上で開催を予定いたします。

株主の皆様におかれましては、株主総会開催当日における国内の感染状況、政府や都道府県からの外出についての要請、ご自身の健康状態などをご確認いただき、議決権の行使の方法につきましては、感染拡大防止の観点から、極力、書面またはインターネット等による事前行使をお願い申し上げます。

ご来場される場合には、ご体調をご確認の上、マスクのご着用などによりご自身および周囲への感染予防にご配慮いただきますよう、また、株主総会会場で当社が講ずる感染症防止のための諸対策へのご理解とご協力ををお願い申し上げます。

なお、当社の新型コロナウイルス対応に関しては、当社ホームページ (<https://www.jsr.co.jp/>) にて適宜開示させていただいております。

2. 当社の感染防止策

株主様の感染拡大防止のため、以下のような対応を行います。ご理解とご協力のほどお願い申し上げます。

- * 感染のリスクを減らすため、ご来場される株主様へのお土産とお飲み物のご提供は取りやめさせていただきます。
- * 受付にて、アルコールによる手指の消毒、総会出席時マスクご着用のお願いのほか、必要と思われる感染防止の対応を行います。
- * 熱や咳のある方、体調のすぐれない方は、株主総会へのご出席を見送ることもご検討ください。体調が悪いと見受けられる株主様には、運営スタッフがお声掛けをして、入場をお控えいただく場合があります。
- * 会場では、間隔をあけた座席配置とし、議事に関しては速やかな進行に努めさせていただきます。
- * 株主総会の登壇役員および運営スタッフは、全員が当日朝の検温および体調確認を行ったうえ、マスク着用で応対いたします。なお総会進行および登壇役員の発言の際は、マスクを外して発言させていただきます。

3. 今後の状況変化への対応

今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更等が生じる場合は、以下のウェブサイトにてお知らせいたします。

<https://www.jsr.co.jp/ir/library/shareholder.html>

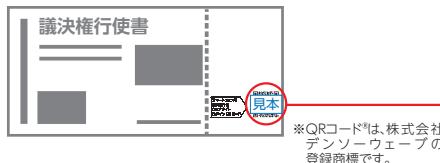
インターネットによる議決権行使のご案内



「スマート行使」による方法

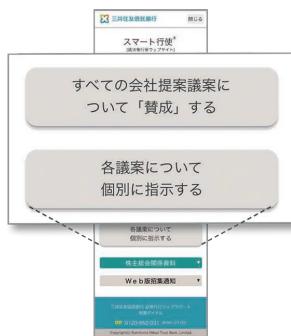
1 「スマート行使」へアクセスする

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ってください。



2 各議案の賛否を選ぶ

画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。



①「スマート行使」による議決権行使は1回に限り可能です。

- ※一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード^②を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能ですが)。
- ※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金および通信料金等は株主様のご負担となります。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

「議決権行使コード・パスワード入力」による方法

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



2 ログインする



3 パスワードを入力する



同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」をご入力ください。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトのご利用に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社

証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

0120-652-031 (午前9時～午後9時)

ご登録住所・株式数等のご照会

三井住友信託銀行株式会社

証券代行部

0120-782-031

(午前9時～午後5時 土日休日を除く)

株主各位

(証券コード4185)
2021年5月28日

JSR株式会社

東京都港区東新橋一丁目9番2号
取締役社長兼COO 川橋信夫

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権行使することができますので、お手数ではございますが、後記の株主総会参考書類をご参照くださいまして、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

① 日 時 2021年6月17日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

② 場 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
コンラッド東京 アネックス2階「風波」

③ 株主総会の目的である事項

■報告事項

- (1) 第76期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2) 第76期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

■決議事項

- | | |
|-------------------|---|
| 第1号議案 剰余金の処分の件 | 第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬に係る報酬決定の件 |
| 第2号議案 取締役9名選任の件 | 第6号議案 取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬の上限金額、
上限株式数および譲渡制限期間の変更の件 |
| 第3号議案 監査役1名選任の件 | |
| 第4号議案 補欠監査役2名選任の件 | 第7号議案 吸收分割契約承認の件 |

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」および「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結持分変動計算書」「連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の定めに基づき、当社ホームページ(<https://www.jsr.co.jp/ir/library/shareholder.html>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であり、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

4 議決権の行使に関する事項

(1) 当日ご出席による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

(2) 書面（郵送）による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月16日（水曜日）午後5時45分までに到着するようにご送付くださいますようお願い申し上げます。

(3) 電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使

本招集ご通知2頁に記載の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照のうえ、
2021年6月16日（水曜日）午後5時45分までに、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

(4) 重複行使の場合のお取り扱い

- ① 議決権行使書用紙と電磁的方法（インターネット等）の両方で議決権行使をされた場合は、電磁的方法（インターネット等）によるものを有効な議決権行使とさせていただきます。
- ② 電磁的方法（インターネット等）により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使とさせていただきます。

(5) 代理人による議決権の行使

代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として、代理権を証明する書面をご提出のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

(6) 「議決権電子行使プラットフォーム」のご利用

機関投資家の皆様は、当社株主総会における議決権行使の方法として、あらかじめ利用を申し込みられた場合は株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことができます。

以 上

（お知らせ）

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページ(<https://www.jsr.co.jp/ir/library/shareholder.html>)にて修正後の内容を掲載させていただきます。



議案および参考事項

▷ 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、長期的視点に立って研究開発の強化に努め、新たな事業展開等により企業の競争力強化を図り、会社の業績を長期的に向上させることが最も重要な課題であると考えております。

この考え方をもとに、配当につきましては、業績と中長期的な資金需要とを勘案し、株主の皆様への利益還元と将来の成長のための内部留保の充実とのバランスを考慮しながら、継続的、安定的な配当を維持してまいります。

自己株式の取得につきましては、株主の皆様への利益還元策として、市場の環境を勘案しながら、総合的に検討してまいります。内部留保金につきましては、新たな成長につながり、企業価値向上に資する様々な投資に充当してまいります。

当期の期末配当につきましては、上記を総合的に勘案して、以下のとおり実施いたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主の皆様に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金30円、総額6,447,084,300円とさせていただきます。

この結果、中間配当金を含めました当期の配当金は1株当たり金60円、総額で12,894,067,650円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月18日

▷ 第2号議案 取締役9名選任の件

現取締役全員（9名）が本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、取締役候補者の選定にあたっては、メンバーの過半数を独立社外取締役で構成し、筆頭独立社外取締役が委員長を務める指名諮問委員会の答申を経ております。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	候補者氏名	性別	取締役在任年数	当社での地位および担当 (重要な兼職の状況)	取締役会出席状況	指名諮問委員会	報酬諮問委員会
1	エリック ジョンソン	男	2	代表取締役CEO（最高経営責任者） 北米事業統括担当 (重要な兼職の状況) JSR North America Holdings, Inc.取締役社長	17回/17回 (100%)	委員	委員
2	川橋 信夫	男	5	代表取締役社長兼COO（最高執行責任者）	17回/17回 (100%)	委員	委員
3	川崎 弘一	男	5	取締役兼専務執行役員 生産・技術・品質保証、環境安全、 人材開発、ダイバーシティ推進担当 (重要な兼職の状況) 日本ブチル株式会社取締役社長	17回/17回 (100%)	—	—
4	宮崎 秀樹	男	3	取締役兼常務執行役員 経理、財務、広報、システム戦略、 サイバーセキュリティ統括、 業務プロセス刷新担当	17回/17回 (100%)	—	—
5	中山 美加	女	1	取締役兼上席執行役員 サステナビリティ推進担当 サステナビリティ推進部長	13回/13回 (100%)	—	—
6	松田 譲	男	6	取締役 (重要な兼職の状況) 株式会社ワボタ社外取締役、 株式会社バンダイナムコホールディングス 社外取締役	17回/17回 (100%)	委員長	委員長
7	菅田 史朗	男	5	取締役 (重要な兼職の状況) 横河電機株式会社社外取締役、 ヤマトホールディングス株式会社社外取締役	17回/17回 (100%)	委員	委員
8	関 忠行	男	4	取締役 (重要な兼職の状況) 伊藤忠商事株式会社理事、 J.フロントリテイリング株式会社社外取締役、 株式会社パルコ社外取締役、 株式会社バルカー社外取締役、 朝日生命保険相互会社社外監査役	17回/17回 (100%)	委員	委員
9	デイビッド ロバート ヘイル	男	—	(重要な兼職の状況) ValueAct Capital Management, LP. パートナー、 Bausch Health Companies Inc. 社外取締役、 オリンパス株式会社社外取締役	—	委員	委員

(注) 当社での地位および担当（重要な兼職の状況）ならびに取締役会出席状況は、当期のものを記載しております。

一方、指名諮問委員会および報酬諮問委員会の体制につきましては、本総会にて第2号議案が原案どおり承認可決され、その後に開催される取締役会でしかるべき承認がなされた場合の体制を記載しております。



1 エリック ジヨンソン

(1961年6月19日生)

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年	VLSI Technology, Inc.入社
1988年	Nikon Precision, Inc.入社 生産技術部長
1991年	同社技術部長
1995年	同社DUV Scanner Seed Unit Project部長兼技術担当取締役
1999年	同社技術担当副社長
2001年 9月	JSR Micro, Inc.入社 主席副社長
2002年 5月	同社最高執行責任者
2005年 6月	同社社長
2011年 6月	当社執行役員
2015年 6月	当社上席執行役員
2016年 4月	当社上席執行役員 ライフサイエンス事業部長
2017年 6月	当社常務執行役員 ライフサイエンス事業部長
2019年 1月	JSR North America Holdings, Inc.取締役社長 (現在)
2019年 1月	JSR Life Sciences, LLC社長
2019年 6月	当社代表取締役CEO (現在)

担当 北米事業統括

(重要な兼職の状況) JSR North America Holdings, Inc.取締役社長

取締役候補者とした理由

エリック ジヨンソン氏は、当社の重要な子会社であるJSR Micro, Inc.において同社社長として半導体材料事業の拡大に大きく貢献し、また2011年からは当社の執行役員として、主に米国での事業運営およびグローバル戦略の立案、実行を推し進めてまいりました。2019年の代表取締役CEO就任の後は、北米事業統括担当としてライフサイエンス事業の拡大を牽引するとともに、グローバルな経営経験を活かし当社グループの経営をリードし、全てのステークホルダーに信頼され、満足される企業の実現に努めております。引き続き、同氏の当社グループでの20年に及ぶ豊富で国際的な職務経験および知見を、取締役会での重要な意思決定および職務執行の監督に活かすことで、当社グループの企業価値の継続的向上が期待できるため、取締役候補者といたしました。



2 川橋 信夫

(1956年7月23日生)

再任

■ 所有する当社株式の数

36,000株

■ 当期取締役会出席回数

17/17回(100%)

▶ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年	4月	当社入社	2011年	6月	当社上席執行役員 JSR Micro Korea Co., Ltd. 取締役社長
2002年	6月	当社精密電子研究所 機能材料開発室長			
2008年	6月	当社執行役員 ディスプレイ材料 事業部長兼同新規FPD材料部長	2014年	4月	当社上席執行役員 研究開発部長
2009年	6月	当社執行役員 電子材料事業部長	2016年	6月	当社取締役兼常務執行役員
2010年	6月	当社執行役員 JSR Micro Korea Co., Ltd. 取締役社長	2017年	6月	当社取締役兼専務執行役員
			2019年	6月	当社代表取締役社長兼COO兼 CTO
			2020年	6月	当社代表取締役社長兼COO(現在)

▶ 取締役候補者とした理由

川橋信夫氏は、当社入社後、研究開発部門にて、エラストマー・合成樹脂や電子材料分野のCMP等の材料、ライフサイエンス事業での特殊粒子等、広範な研究に従事し、また2005年からは事業部においてディスプレイ材料、電子材料の事業拡大を推し進めるなど、現在の当社の事業に大きく貢献してまいりました。2019年の代表取締役社長就任の後は、CEOを補佐し、経営方針、経営戦略に基づきエラストマー事業、合成樹脂事業およびデジタルソリューション事業を統括し、当社の基盤を支えてまいりました。引き続き、同氏の豊富な職務経験および知見を、取締役会での重要な意思決定および職務執行の監督に活かすことで、当社グループの企業価値の継続的向上が期待できるため、取締役候補者といたしました。



3 川崎 弘一

(1957年4月20日生)

再任

■ 所有する当社株式の数

30,400株

■ 当期取締役会出席回数

17/17回(100%)

▶ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年	4月	当社入社	2018年	4月	当社代表取締役兼専務執行役員 生産技術グループ長兼 日本ブチル株式会社取締役社長
2003年	6月	当社製造技術第一センター長			
2005年	6月	当社執行役員 生産技術部長	2018年	6月	当社代表取締役兼専務執行役員 日本ブチル株式会社取締役社長
2007年	6月	当社取締役兼上席執行役員 生産技術部長			
2008年	6月	当社取締役兼上席執行役員 エラストマー事業部長	2019年	6月	当社取締役兼専務執行役員 日本ブチル株式会社取締役社長 (現在)
2011年	6月	当社常務執行役員 石化事業部長			
2014年	6月	当社専務執行役員 石化事業部長			
2016年	6月	当社代表取締役兼専務執行役員 生産技術グループ長			
				担当	生産・技術、品質保証、環境安全、人材開発、ダイバーシティ推進

(重要な兼職の状況) 日本ブチル株式会社取締役社長

▶ 取締役候補者とした理由

川崎弘一氏は、入社以来、長年にわたり製造、生産・技術関連業務に携わり、その後エラストマー事業、合成樹脂事業の担当を経て、現在は生産・技術、品質保証、環境安全、人材開発、ダイバーシティ推進を担当し、当社グループの企業価値の向上に貢献しております。引き続き、同氏の豊富な職務経験および知見を、取締役会での重要な意思決定および職務執行の監督に活かすことで、当社グループの企業価値の継続的向上が期待できるため、取締役候補者といたしました。



4 宮崎 秀樹

(1958年1月22日生)

再任

▶ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年	4月	野村證券株式会社入社	2018年	1月	同社取締役
2005年	7月	日本たばこ産業株式会社入社 経理部調査役	2018年	3月	当社入社 顧問
2006年	1月	同社財務副責任者	2018年	6月	当社取締役兼常務執行役員（現在）
2008年	6月	同社執行役員 財務責任者 (CFO)		担当	経理、財務、広報、システム戦略、
2010年	6月	同社常務執行役員 財務責任者 (CFO)			サイバーセキュリティ統括、業務
2012年	6月	同社取締役副社長 財務、広報、CSR担当			プロセス刷新

■ 所有する当社株式の数

17,900株

■ 当期取締役会出席回数

17/17回(100%)

▶ 取締役候補者とした理由

宮崎秀樹氏は、日本たばこ産業株式会社の取締役副社長を務めた後に当社に入社いたしました。当社に入社後は、長年にわたる国内外での財務に関する豊富な経験と幅広い知見を活かして経理、財務、広報、システム戦略、サイバーセキュリティ統括、業務プロセス刷新を担当し、当社グループの企業価値の向上に貢献しております。引き続き、同氏の豊富な職務経験および知見を、取締役会での重要な意思決定および職務執行の監督に活かすことで、当社グループの企業価値の継続的向上が期待できるため、取締役候補者といたしました。



5 中山 美加

(1961年1月10日生)

再任

▶ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年	8月	当社入社	2017年	4月	当社執行役員 知的財産部長
2012年	6月	当社知的財産部 知的財産室長	2020年	6月	当社取締役兼上席執行役員
2015年	4月	当社経営企画部長			サステナビリティ推進部長（現在）
2015年	6月	当社執行役員 経営企画部長兼 ダイバーシティ推進室長		担当	サステナビリティ推進

■ 所有する当社株式の数

16,400株

■ 当期取締役会出席回数

13/13回(100%)

▶ 取締役候補者とした理由

中山美加氏は、入社以来、長年にわたり知的財産関連業務に携わり、執行役員に就任の後は、経営企画部長兼ダイバーシティ推進室長、知的財産部長を務め、中期経営計画の策定、社内における女性活躍の推進、・知財戦略の立案などを通じて当社に貢献してまいりました。現在はサステナビリティ推進担当として、当社グループの企業価値の向上に貢献しております。引き続き、同氏の豊富な職務経験および知見を、取締役会での重要な意思決定および職務執行の監督に活かすことで、当社グループの企業価値の継続的向上が期待できるため、取締役候補者といたしました。



6 松田 譲

(1948年6月25日生)

社外 再任 独立役員

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年	4月	協和発酵工業株式会社（現協和キリン株式会社）入社	2014年	3月	協和発酵キリン株式会社（現協和キリン株式会社）相談役退任
2000年	6月	同社執行役員 医薬総合研究所長	2014年	6月	株式会社クボタ社外取締役（現在）
2002年	6月	同社常務取締役 総合企画室長	2014年	6月	株式会社バンダイナムコホールディングス社外取締役（現在）
2003年	6月	同社代表取締役社長	2008年	10月	当社社外取締役（現在）
		協和発酵キリン株式会社（現協和キリン株式会社）代表取締役社長	2015年	6月	公益財団法人加藤記念バイオサイエンス振興財団名譽理事（現在）
	2012年	3月	同社相談役	2019年	6月
	2012年	6月	公益財団法人加藤記念バイオサイエンス振興財団理事長		

■所有する当社株式の数

0株

■在任年数

6年（本総会終結時）

■当期取締役会出席回数

17/17回（100%）

（重要な兼職の状況） 株式会社クボタ社外取締役
株式会社バンダイナムコホールディングス社外取締役

▶ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

松田謙氏は、協和発酵工業株式会社および協和発酵キリン株式会社（現協和キリン株式会社）の代表取締役社長を務められた後、同社の相談役を務めておられました。医療用医薬品およびバイオケミカルにおいて国際的な事業を営む会社の経営を通じての豊富な経験および会社から独立した社外の視点を、取締役会での重要な意思決定および職務執行の監督ならびにコーポレート・ガバナンスの強化に活かし、経営判断の合理性、経営の透明性、健全性の確保を通じて当社グループの企業価値の継続的向上に貢献いただいているため、引き続き同様の貢献をいただくことを期待して、社外取締役候補者といたしました。

▶ その他社外取締役候補者に関する事項

- (1) 同氏は社外取締役候補者であります。
- (2) 同氏が代表取締役社長を務めておられた協和発酵キリン株式会社（現協和キリン株式会社）と当社のそれぞれのグループとの間には、ロイヤリティの受取/支払で取引がありますが、当事業年度（2021年3月期）において当社グループの販売額は、当社の連結売上高の0.1%未満であります。
- (3) 同氏が社外取締役を務めておられる株式会社クボタは、同社において鋼板等の生産設備で使用する消耗部品（圧延用ロール）の検査成績書に関する不適切行為が行われていたことを2018年9月に公表いたしました。同氏は当該問題が発覚するまで当該事実を認識しておりませんでしたが、平素より同社の取締役会などでコンプライアンス、法令遵守の視点に立った提言を行っておりました。当該事実の認識後は、徹底した原因の究明や再発防止、検査体制の見直しを指示するなど、再発防止策の策定に寄与しております。



7 菅田 史朗

(1949年11月17日生)

社外

再任

独立役員

▶ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1972年	4月	ウシオ電機株式会社入社	2014年	10月	ウシオ電機株式会社 取締役相談役
1993年	1月	BLV LICHT-UND VAKUUMTECHNIK GmbH 社長	2016年	6月	当社社外取締役（現在）
1994年	3月	ウシオ電機株式会社 技術研究所 所長	2016年	6月	ウシオ電機株式会社 相談役
2000年	6月	同社取締役 上席執行役員	2016年	6月	横河電機株式会社 社外取締役 (現在)
2004年	4月	同社取締役 専務執行役員	2017年	6月	ウシオ電機株式会社 特別顧問
2004年	6月	同社代表取締役 専務執行役員	2019年	6月	ヤマトホールディングス株式会社 社外取締役（現在）
2005年	3月	同社代表取締役社長			
2013年	4月	公益社団法人経済同友会 副代表 幹事			

(重要な兼職の状況) 横河電機株式会社 社外取締役
ヤマトホールディングス株式会社 社外取締役

▶ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

菅田史朗氏は、ウシオ電機株式会社の代表取締役社長、同社の特別顧問、および公益社団法人経済同友会副代表幹事を務めておられました。光応用製品、産業用機械その他において国際的な事業を営む会社の経営や財界活動を通じての豊富な経験および会社から独立した社外の視点を、取締役会での重要な意思決定および職務執行の監督ならびにコーポレート・ガバナンスの強化に活かし、経営判断の合理性、経営の透明性、健全性の確保を通じて当社グループの企業価値の継続的向上に貢献いただいているため、引き続き同様の貢献をいただくことを期待して、社外取締役候補者といたしました。

▶ その他社外取締役候補者に関する事項

- (1) 同氏は社外取締役候補者であります。
- (2) 同氏が代表取締役社長および特別顧問を務められたウシオ電機株式会社と当社のそれぞれのグループとの間には、耐熱透明樹脂の販売および機器の修理等に関する取引がありますが、当事業年度（2021年3月期）において、当社グループの売上高は当社の連結売上高の0.1%未満であり、当社グループの購入額は同社の前事業年度（2020年3月期）における連結売上高の0.1%未満であります。



8 関

忠行

(1949年12月7日生)

社外

再任

独立役員

■所有する当社株式の数

3,100株

■在任年数

4年(本総会終結時)

■当期取締役会出席回数

17/17回(100%)

▶ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1973年 4月 伊藤忠商事株式会社入社
2004年 6月 同社執行役員 食料カンパニー チーフ フィナンシャル オフィサー
2007年 4月 同社常務執行役員 財務部長
2009年 6月 同社代表取締役 常務取締役 財務・経理・リスクマネジメント担当役員
兼 チーフ フィナンシャル オフィサー
2011年 5月 同社代表取締役 専務執行役員 CFO
2013年 4月 同社代表取締役 副社長執行役員 CFO
2015年 4月 同社顧問
2016年 5月 株式会社パルコ 社外取締役 (現在)
2016年 6月 日本バルカーワークス株式会社 (現株式会社バルカー) 社外取締役 (現在)
2017年 4月 伊藤忠商事株式会社 理事 (現在)
2017年 6月 当社社外取締役 (現在)
2017年 7月 朝日生命保険相互会社 社外監査役 (現在)
2020年 5月 J.フロントリテイリング株式会社 社外取締役 (現在)

(重要な兼職の状況) 伊藤忠商事株式会社 理事
J.フロントリテイリング株式会社 社外取締役
株式会社パルコ 社外取締役
株式会社バルカー 社外取締役
朝日生命保険相互会社 社外監査役

▶ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

関忠行氏は、伊藤忠商事株式会社の代表取締役副社長執行役員を務められました。総合商社として国際的な事業を営む会社の経営経験、CFOとしての財務・経理に関する豊富な経験および会社から独立した社外の視点を、取締役会での重要な意思決定および職務執行の監督ならびにコーポレート・ガバナンスの強化に活かし、経営判断の合理性、経営の透明性、健全性の確保を通じて当社グループの企業価値の継続的向上に貢献いただいているため、引き続き同様の貢献をいただくことを期待して、社外取締役候補者といたしました。

▶ その他社外取締役候補者に関する事項

- (1) 同氏は社外取締役候補者であります。
(2) 同氏が代表取締役副社長執行役員を務められた伊藤忠商事株式会社と当社のそれぞれのグループとの間には、合成樹脂等の販売・仕入れ等に関する取引がありますが、当事業年度（2021年3月期）において、当社グループの売上高は当社の連結売上高の0.5%未満であり、当社グループの購入額は同社の前事業年度（2020年3月期）における連結売上高の0.1%未満であります。



9 デイビッド ロバート ヘイル (1984年12月21日生)

社外

新任

独立役員

▶ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2007年	9月	The Parthenon Group (現EY-Parthenon)入社	2012年	12月	同社バイスプレジデント
2009年	1月	Strategic Value Capital アナリスト	2014年	5月	同社パートナー (現在)
2009年	6月	The Parthenon Group シニアアソシエイト	2015年	3月	MSCI Inc. 社外取締役
2010年	5月	同社プリンシパル	2015年	8月	Bausch Health Companies Inc. 社外取締役 (現在)
2011年	1月	ValueAct Capital Management, L.P.入社	2019年	6月	オリンパス株式会社 社外取締役 (現在)

(重要な兼職の状況) ValueAct Capital Management, L.P. パートナー
 Bausch Health Companies Inc. 社外取締役
 オリンパス株式会社 社外取締役

▶ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

デイビッド ロバート ヘイル氏は、当社の株主であるValueAct Capital Master Fund, L.P.を管理するValueAct Capital Management, L.P. (以下、「VAC社」) のパートナーであり、また、複数の投資先企業において取締役を現在も務められております。長期的な投資を行なう投資会社のパートナーとして、また、投資先企業における取締役としてグローバルに経営管理、事業変革・拡大等に携わってきた豊富な経験、国際的な視野および会社から独立した社外の視点を、取締役会での重要な意思決定および職務執行の監督ならびにコーポレート・ガバナンスの強化に活かし、経営判断の合理性、経営の透明性、健全性の確保を通じて当社グループの企業価値の継続的向上に貢献いただくことを期待して、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏からは、当社取締役として当社の企業価値およびすべてのステークホルダーの利益向上の支援に尽力するとの所信を表明いただいております。

▶ その他社外取締役候補者に関する事項

- (1) 同氏は社外取締役候補者であります。
- (2) 同氏が現在もパートナーを務めているVAC社と当社グループとの間に取引関係はありません。

(注) 1. 責任限定契約の概要

- 当社は松田譲氏、菅田史朗氏および関忠行氏と、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。本議案が原案どおり承認可決された場合には、各氏との間で当該契約を継続し、また、デイビッド ロバート ヘイル氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定です。
2. 当社は松田譲氏、菅田史朗氏および関忠行氏を、東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出ています。本議案が原案どおり承認可決された場合には、各氏は引き続き独立役員となる予定であり、また、当社はデイビッド ロバート ヘイル氏を独立役員として同取引所に届け出る予定です。
 3. 松田譲氏、菅田史朗氏、関忠行氏およびデイビッド ロバート ヘイル氏は、本招集ご通知18頁記載の「社外取締役および社外監査役の独立性基準」を満たしております。
 4. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。本議案が原案どおり承認可決された場合には、取締役候補者9名は当該保険契約の被保険者となり、2021年7月に当該保険契約を更新する予定であります。
 5. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

▷ 第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役森脇純夫氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、メンバーの過半数を独立社外取締役で構成し、筆頭独立社外取締役が委員長を務める指名諮問委員会の答申を経た上で、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



か
い
甲斐

じ
ゅ
ん
こ
順子

(1967年9月29日生)

社外

新任

独立役員

▶ 略歴、地位および重要な兼職の状況

1992年	4月	弁護士登録	2014年	6月	厚生労働省年金特別会計公共調達委員会委員（現在）
2002年	12月	浜二・高橋・甲斐法律事務所パートナー（現在）	2015年	10月	国土交通省中央建設工事紛争審査会特別委員（現在）
2006年	6月	第二東京弁護士会綱紀委員会委員	2016年	2月	第二東京弁護士会懲戒委員会委員
2007年	3月	司法研修所刑事弁護教官	2017年	6月	出光興産株式会社補欠監査役（現在）
2010年	4月	東京家庭裁判所調停委員（現在）	2019年	6月	成田国際空港株式会社社外取締役（現在）
2010年	7月	日本公認会計士協会綱紀審査会予備委員	2020年	6月	三井倉庫ホールディングス株式会社補欠監査役（現在）
2010年	10月	司法試験考查委員（刑事訴訟法） 司法試験予備試験考查委員（刑事訴訟法）			

(重要な兼職の状況) 浜二・高橋・甲斐法律事務所パートナー
成田国際空港株式会社社外取締役

▶ 社外監査役候補者とした理由

甲斐順子氏は、弁護士としての法律に関する広範な専門知識、豊富な経験および会社から独立した社外の視点を、取締役の意思決定および業務執行状況の監査に活かし、当社の経営判断の合理性、経営の透明性、健全性の確保に貢献いただくことが期待できるため、社外監査役候補者といたします。

▶ その他社外監査役候補者に関する事項

- (1) 同氏は社外監査役候補者であります。
- (2) 同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
- (3) 責任限定契約の概要
本議案が原案どおり承認可決された場合には、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定です。
- (4) 本議案が原案どおり承認可決された場合には、当社は同氏を、東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出る予定です。
- (5) 同氏は、本招集ご通知18頁記載の「社外取締役および社外監査役の独立性基準」を満たしております。
- (6) 当社は監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、故意または重大過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。本議案が原案どおり承認可決された場合には、同氏は当該保険契約の被保険者となり、2021年7月に当該保険契約を更新する予定であります。
- (7) 同氏が現在もパートナーを務めている浜二・高橋・甲斐法律事務所と当社グループの間には特別の利害関係はありません。

▷ 第4号議案 换算監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ換算監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。換算監査役の候補者のうち、土居誠氏は、岩渕知明氏の換算の監査役として、また千葉彰氏は、社外監査役加藤久子氏および本総会において第3号議案が原案どおり承認可決された場合に社外監査役に選任される甲斐順子氏の換算の社外監査役として、選任いただくことをお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、メンバーの過半数を独立社外取締役で構成し、筆頭独立社外取締役が委員長を務める指名諮問委員会の答申を経た上で、監査役会の同意を得ております。

換算監査役候補者は、次のとおりであります。



1 ど
い
まこと
土居 誠 (1959年12月25日生)

▶ 略歴、地位および重要な兼職の状況

1983年 4月	住友金属工業株式会社（現日本製鉄株式会社）入社	2016年 6月	当社上席執行役員 法務担当法務部長
2002年 11月	ユニー・チャーム株式会社入社	2020年 6月	当社上席執行役員 法務、総務、秘書室担当
2003年 12月	当社入社		法務部長（現在）
2012年 6月	当社執行役員 法務部長		

■ 所有する当社株式の数

25,300株

▶ 换算の監査役候補者とした理由

土居誠氏は、法務に関する専門的な知識を有しており、入社以来、法務業務に携わり、現在は上席執行役員として法務、総務、秘書室を担当しております。同氏の豊富な経験・知見と専門知識を、取締役の意思決定および業務執行状況の監査に活かし、当社の経営判断の合理性、経営の透明性、健全性の確保への貢献が期待できるため、換算の監査役候補者といたします。

▶ その他換算の監査役候補者に関する事項

- (1) 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
- (2) 責任限定契約の概要
本議案が原案どおり承認可決され、同氏が監査役に就任される場合には、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定であります。
- (3) 当社は監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、故意または重大過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。本議案が原案どおり承認可決され、同氏が監査役に就任される場合には、同氏は当該保険契約の被保険者となる予定であります。



2千葉 彰

(1953年9月11日生)

略歴、地位および重要な兼職の状況

1984年 10月	監査法人太田哲三事務所（現EY新日本有限責任監査法人）入所	2015年 6月	新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）退職
1989年 3月	公認会計士登録（現在）	2015年 7月	千葉公認会計士事務所代表（現在）
2000年 8月	監査法人太田昭和セントチュー（現EY新日本有限責任監査法人）社員	2017年 4月	電力広域的運営推進機関監事（現在）
2007年 5月	新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）代表社員	2019年 6月	高千穂交易株式会社 社外監査役（現在）

■所有する当社株式の数

0株

（重要な兼職の状況）千葉公認会計士事務所代表
電力広域的運営推進機関監事
高千穂交易株式会社 社外監査役

▶ 補欠の社外監査役候補者とした理由

千葉彰氏は、公認会計士としての財務・会計、監査に関する広範な専門知識、豊富な経験および会社から独立した社外の視点を、取締役の意思決定および業務執行状況の監査に活かし、当社の経営判断の合理性、経営の透明性、健全性の確保に貢献いただくことが期待できるため、補欠の社外監査役候補者といたしました。なお、同氏は会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由によりその職務を適切に遂行いただけるものと考えております。

▶ その他補欠の社外監査役候補者に関する事項

- (1) 同氏は補欠の社外監査役候補者であります。
- (2) 同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
- (3) 責任限定契約の概要
本議案が原案どおり承認可決され、同氏が監査役に就任される場合には、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定であります。
- (4) 第3号議案および本議案が原案どおり承認可決され、同氏が監査役に就任される場合には、当社は同氏を、東京証券取引所が定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
- (5) 同氏は、本招集ご通知18頁記載の「社外取締役および社外監査役の独立性基準」を満たしております。
- (6) 当社は監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は補填されない等の免責事由があります。本議案が原案どおり承認可決され、同氏が監査役に就任される場合には、同氏は当該保険契約の被保険者となる予定であります。
- (7) 同氏が代表社員を務めておられた新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）および同氏が代表を務めておられる千葉公認会計士事務所と当社グループとの間には特別の利害関係はありません。

ご参考

社外取締役および社外監査役の独立性基準

当社では、社外取締役および社外監査役（以下、「社外役員」）の独立性基準を定めており、社外役員（候補者を含む）が、以下の項目のいずれかに該当する場合、独立性を有していないものとみなします。

1. 当社および連結子会社（以下、「当社グループ」）の業務執行者（*1）および過去業務執行者であった者
2. 当社の大株主（議決権ベースで10%以上を直接・間接に保有する株主を言う）
3. 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
 - (1) 当社の大株主
 - (2) 当社グループの主要な取引先（*2）
 - (3) 当社グループの主要な借入先（*3）
 - (4) 当社グループが議決権ベースで10%以上を保有する企業等
4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
5. 当社グループから多額（*4）の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家
6. 当社グループから多額の寄付を受けている者（*5）
7. 社外役員の相互就任関係（*6）となる他の会社の業務執行者
8. 近親者（*7）が上記1項から7項までのいずれか（4項および5項を除き、重要な者（*8）に限る）に該当する者
9. 過去5年間において、上記2項から8項までのいずれかに該当していた者
10. 前各項の定めに拘わらず、その他、当社と利益相反関係が生じうる特段の理由が存在すると認められる者

（*1）業務執行者とは、取締役（除く社外取締役および非業務執行取締役）、執行役、執行役員、および使用人をいう。

（*2）主要な取引先とは、その年間取引高が、当社の連結売上高または相手方の連結売上高の2%を超える者をいう。

（*3）主要な借入先とは、当社グループの資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者をいう。

（*4）多額とは、当該専門家が個人の場合は年間1,000万円を超える金額、当該専門家が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の年間総収入額の2%を超える金額をいう。

当該2%を超えない場合であっても、当該専門家が直接関わっている役務提供の対価であってその金額が1,000万円を超える場合は多額とみなす。

（*5）多額の寄付を受けている者とは、当社グループから年間1,000万円を超える寄付を受けている者をいう。

（*6）相互就任関係とは、当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員であり、かつ当該他の会社の業務執行者が当社の社外役員である関係をいう。

（*7）近親者とは、配偶者および二親等以内の親族をいう。

（*8）重要な者とは、取締役、執行役、執行役員および部長以上の業務執行者またはそれらに準ずる権限を有する業務執行者をいう。

以上

ご参考

本総会において第3号議案および第4号議案が原案どおり承認可決され、その後開催される監査役会の承認を受けた場合には、監査役会の構成および補欠監査役は以下のとおりとなる予定です。

監査役会の構成（予定）

氏名	性別	監査役在任年数	当社での地位および重要な兼職の状況	監査役会出席状況	取締役会出席状況
岩渕 知明 いわぶち ともあき	任期中 じきゅう	男 男	1 常勤監査役	13回/13回 (100%)	13回/13回 (100%)
加藤 久子 かとう ひさこ	任期中（再任） 社外 独立役員 じやくたいえきん	女 女	7 公認会計士 税理士 加藤久子税務会計事務所代表	18回/18回 (100%)	17回/17回 (100%)
甲斐 順子 かい じゅんこ	新任 社外 独立役員 じやくたいえきん	女 女	－ 弁護士 浜二・高橋・甲斐法律事務所パートナー 成田国際空港株式会社社外取締役	－	－

補欠監査役（予定）

氏名	性別	監査役在任年数	当社での地位および重要な兼職の状況	監査役会出席状況	取締役会出席状況
土居 誠 どい まこと	－	男 男	上席執行役員 法務・総務・秘書室担当 法務部長	－	－
千葉 彰 ちば あきら	社外 独立役員 じやくたいえきん	男 男	公認会計士 千葉公認会計士事務所代表 電力広域的運営推進機関監事 高千穂交易株式会社社外監査役	－	－

- (注) 1. 土居誠氏は、監査役岩渕知明氏の補欠の監査役となります。
 2. 千葉彰氏は、社外監査役加藤久子氏および甲斐順子氏の補欠の社外監査役となります。

▷ 第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬に係る報酬決定の件

当社の取締役報酬は、固定報酬としての基本報酬、単年度の全社業績達成度等に連動する年次賞与、中長期的な全社業績達成度に連動する中期業績連動賞与、および株主の皆様との価値の共有を目的とした譲渡制限付株式付与のための報酬の4種類から構成されており、上記4種類の取締役報酬の上限金額等については、2019年6月18日開催の当社第74回定時株主総会において、それぞれ以下のとおり、ご承認をいただいております。

(1) 基本報酬

取締役の基本報酬は、月額60百万円（うち社外取締役分10百万円、使用人兼務取締役に対する使用人部分報酬は含まない。）を上限金額として支給する。

(2) 年次賞与

報酬諮問委員会の審議・答申に基づく当社取締役会決議により、社外取締役を除く取締役に対して、毎年期初に定めた目標の達成度に応じて年次賞与を支給する。（上限金額を年額432百万円として、支給額は基準額の0%～200%の範囲で変動）

(3) 中期業績連動賞与

報酬諮問委員会の審議・答申に基づく当社取締役会決議により、社外取締役を除く取締役に対して、毎年期初に設定したその後3年間の連結業績指標（3年間の評価期間の平均連結ROE）に対する実績の達成度に応じて、中期業績連動賞与を毎年支給する。（上限金額を年額540百万円として、支給率は0%～150%の範囲で変動）

(4) 譲渡制限付株式付与のための報酬

報酬諮問委員会の審議・答申に基づく当社取締役会決議により、社外取締役を除く取締役に対して、譲渡制限付株式を付与するための報酬を毎年支給する。（上限金額を年額200百万円、かつ当社普通株式総数を年200,000株以内、譲渡制限期間は原則3年間）

また、第6号議案「取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬の上限金額、上限株式数および譲渡制限期間の変更の件」が原案どおり、承認可決されますと、上記(4)については、報酬諮問委員会の審議・答申に基づく当社取締役会決議により、社外取締役を除く取締役に対して、譲渡制限付株式を付与するための報酬（年額400百万円以内、かつ当社普通株式総数を年400,000株以内、譲渡制限期間は3年から30年間までの間で取締役会が予め定める期間）を毎年支給することとなります。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、本議案において「対象取締役」）に対して、経営計画および事業構造改革の着実な遂行と持続的な企業価値の向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、事後交付による業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」）を新たに導入することにつき、ご承認をお願いいたします。

また、本議案が承認可決された場合には、上記(3)中期業績連動賞与に関する報酬の額の定めを廃止し、すでに業績測定期間が開始しているものを除き、今後、当該報酬の額の定めに基づく金銭の支給は行わないことといたします。



本制度の概要

本制度は、当社の中期経営計画の期間と整合する2022年3月31日に終了する事業年度から2025年3月31日に終了する事業年度までの4事業年度の期間（以下、「業績評価期間」）の業績目標達成度や、本株主総会終了後から業績評価期間の最終の事業年度に係る当社株主総会までの期間（以下、「対象期間」）の勤務期間に応じて算定される数の当社普通株式（以下、「当社株式」）および当社株式の交付に伴い生じる納税資金に充当することを目的とした金銭を、原則として業績評価期間終了後に一括して交付および支給する株式報酬（パフォーマンス・シェア・ユニット）制度です。

当社株式の交付は、原則として業績評価期間終了後に、対象取締役に対して金銭報酬債権を支給することとし、当社による株式の発行または自己株式の処分に際して、その金銭報酬債権の全部を現物出資させることで、当社株式を交付することになります。

（1）交付する当社株式の数および支給する金銭の額の算定方法

本制度では、報酬諮問委員会の審議・答申に基づく取締役会決議により、各対象取締役の役位に応じて付与されるユニット数（1ユニット当たり1株）（以下、「基準株式ユニット数」）に、業績評価期間の初年度に設定した連結業績指標（2023年度および2024年度の平均連結ROE）に対する実績の達成度に応じた支給率（支給率は0%から200%の範囲で変動）を乗じて、各対象取締役に交付する当社株式の数および支給する金銭の額を決定します。

なお、上記各対象取締役に割り当てる当社株式の基準株式ユニット数に、業績評価期間終了後に決定した支給率を乗じた数（以下、「確定株式ユニット数」）のうち、原則として50%については、当社株式を交付するための金銭報酬債権を、残りを当社株式の交付に伴い生じる納税資金に充当することを目的とした金銭で支給いたします。

当該金銭報酬債権と当該金銭の総額は、確定株式ユニット数に、業績評価期間終了後における本制度に基づく当社株式の割当に関する株式発行または自己株式の処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値。以下、「交付時株価」）を乗じた金額とします。

確定株式ユニット数の合計は対象期間につき800,000ユニット（（1ユニット当たり1株、実質的には1事業年度当たり200,000ユニット）以内、対象取締役に交付する株式総数（以下、「交付上限株式数」）は対象期間につき400,000株（実質的には1事業年度当たり100,000株）以内、対象取締役に支給する金銭報酬債権および金銭の総額の上限は、対象期間につき確定株式ユニット数の上限に交付時株価を乗じた数の額とします。

なお、この交付上限株式数が発行済株式総数に占める割合は実質的には1事業年度当たり0.1%未満と希釈化率は軽微であります。また、当社の発行済株式総数が、株式の併合または株式の分割（株式無償割当てを含む。以下、株式の分割の記載につき同じ。）によって増減した場合は、交付上限株式数はその比率に応じて合理的に調整します。

具体的な計算式は以下のとおりです。

(A) 各対象取締役に交付する当社株式数の計算式

$$\boxed{\text{基準株式ユニット数} \times \text{支給率} \times 50\%}$$

(B) 各対象取締役に支給する金銭の額の計算式

$$\boxed{\{(\text{基準株式ユニット数} \times \text{支給率} - \text{上記 (A) の当社株式数}) \times \text{交付時株価}}$$

(C) 各対象取締役に支給する金銭報酬債権および金銭の総額

$$\boxed{\text{確定株式ユニット数} \times \text{交付時株価}}$$

(2) 退任等の場合の取り扱い

対象期間の一部のみ在任した対象取締役に対しては、当社の取締役または執行役員その他当社取締役会で定めるいざれかの地位の在任期間に応じて合理的に算定された当社株式および金銭を業績評価期間の終了後に交付または支給するものといたします。

また、対象期間中に対象取締役が死亡により退任した場合、金銭報酬債権について現物出資させることなく、当該対象取締役の承継者となる相続人に対して、当該対象取締役について合理的に算定される金銭報酬債権および金銭の総額を基準に、当該対象取締役の勤務期間を勘案して合理的に算定される額の金銭を支給します。なお、当該相続人に対しては、当社株式の交付は行わないものとします。

任期満了、死亡その他正当な理由があると取締役会が判断する場合を除き、当社は、すべてのユニットを没収します。

(3) 組織再編等における取り扱い

対象期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づく株式交付の日よりも前に到来することが予定されているときに限る）、金銭報酬債権について現物出資させることなく、当該対象取締役について合理的に算定される金銭報酬債権および金銭の総額を基準に、対象期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を勘案して合理的に算定される額の金銭を支給することができるものとします。

(4) 本制度における当社株式の交付および金銭の支給の条件

- ① 対象取締役が、対象期間中に継続して当社の取締役または執行役員その他当社取締役会で定めるいざれかの地位にあつたこと。
- ② 当社取締役会にて定める一定の非違行為その他当社取締役会が付与されたユニットの没収を相当と定める事由がなかつたこと。
- ③ その他業績運動型株式報酬としての趣旨を達成するために必要なものとして当社取締役会が定める要件を充足すること。



本議案は、報酬等のうち額が確定していないものについてその具体的な算定方法を決議する議案として付議するものであり、その枠内での各対象取締役への具体的な支給時期および配分等については、報酬諮問委員会の審議・答申のうえ、当社取締役会において決定することといたします。

なお、本総会の第2号議案を原案どおりご承認いただきますと、本議案の対象となる対象取締役は5名となります。本議案の内容は、メンバーの過半数を独立社外取締役で構成し、筆頭独立社外取締役が委員長を務める報酬諮問委員会から適切である旨の答申を受けており、改定後の役員報酬方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるために必要かつ相当な内容であると判断しております。

ご参考

本議案が原案どおり承認可決された場合、取締役に加えて執行役員および一部の子会社役員にも同様の株式報酬制度を導入する予定です。

以上

▷ 第6号議案 取締役に対する譲渡制限付株式付与のための報酬の上限金額、上限株式数および譲渡制限期間の変更の件

当社は、取締役（社外取締役を除く。以下、本議案において「対象取締役」）に対し、当社の株式を保有することで株主の皆様との価値の共有を促進することを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」）を導入し、譲渡制限付株式を付与するための報酬を毎年支給することについてご承認いただき、現在に至っております（2017年6月16日開催の第72回定時株主総会にて導入、2019年6月18日開催の第74回定時株主総会にて上限金額および上限株式数を改定）。

本制度のもとでは、当社は対象取締役に対して、毎年、譲渡制限付株式を付与するための金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式の発行または処分を受けます。また、当社は、対象取締役との間で、譲渡制限付株式の付与、処分等に関する事項を取り決めるため、譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」）を締結いたします。

今般、より長期の目線で持続的成長を目指し、すべてのステークホルダーに価値を創造することに対して経営陣の意識を一層高めることを目的に、当社と対象取締役との間で締結する本割当契約において、これまで3年間と規定していた譲渡制限期間を以下のとおり、3年から30年間までの間で取締役会が予め定める期間とし、かつ、譲渡制限期間中、取締役会が正当と認める理由による退任等が生じた場合には譲渡制限を解除するという内容に変更させていただきたいと存じます。

また、真のグローバル企業をめざす中で、国籍を問わず優秀な経営人材を確保することを目的として、譲渡制限付株式付与のための報酬の上限金額について、これまでの年額200百万円から年額400百万円へ、本制度のもとで発行または処分される当社の普通株式の総数について、これまでの年200,000株以内から年400,000株以内へ変更させていただきたいと存じます。

なお、当社と対象取締役との間で締結する本割当契約は、以下の内容を含むものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた株式（以下、「本割当株式」）について、3年から30年までの間で取締役会が予め定める期間（以下、「譲渡制限期間」）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下、「譲渡制限」）。

(2) 譲渡制限期間の満了による譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社または当社の子会社の取締役、執行役員、監査役、使用人、その他これに準ずる地位（以下、「本地位」）にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

(3) 正当な理由による退任等による譲渡制限の解除

譲渡制限期間が満了する前に、対象取締役が、任期満了、死亡等取締役会が退任時の取扱いとして定める正当な理由により本地位のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整する。



(4) 当社による無償取得

譲渡制限期間が満了する前に、対象取締役が、本地位のいずれの地位からも退任した場合には、取締役会が退任時の取扱いとして定める正当な理由による場合を除き、当社は本割当株式の全部を、当該退任直後の時点をもって当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点または（3）に基づき譲渡制限が解除された時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、本割当株式を当然に無償で取得する。その他、法令・社内規則または本割当契約の違反等、本割当契約に定める事由が発生した場合も同様とする。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が決定された場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(6) その他の取締役会で定める事項

上記事項その他の本制度に係る内容および本割当契約の改定の方法については、取締役会で定め、本割当契約の内容とする。

なお、本総会の第2号議案を原案どおりご承認いただきますと、本議案の対象となる対象取締役は5名となります。本議案の内容は、メンバーの過半数を独立社外取締役で構成し、筆頭独立社外取締役が委員長を務める報酬諮問委員会から適切である旨の答申を受けており、改定後の役員報酬方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるために必要かつ相当な内容であると判断しております。

ご参考

改定後の取締役報酬制度の概要

本総会の第5号議案および第6号議案が、原案どおりに承認可決された場合を前提とした改定後の取締役報酬制度の概要は以下のとおりです。

(1) 報酬の種類

当社の取締役報酬は、従来、固定報酬としての基本報酬、単年度の全社業績達成度等に連動する年次賞与、中長期的な全社業績達成度に連動する中期業績連動賞与および株主の皆様との価値の共有を早期に促進することを目的とした譲渡制限付株式付与のための報酬から構成されておりましたが、以下の理由により、2021年度から中期業績連動賞与を廃止し、事後交付による業績連動型株式報酬（以下、「パフォーマンス・シェア・ユニット」）を導入いたします。また、譲渡制限付株式付与のための報酬については、譲渡制限解除の期間および上限金額・上限株数の改定を行っております。なお、社外取締役および監査役の報酬は、役割に鑑み基本報酬のみとしております。

<改定の理由>

- ・当社の取締役に対して、2024年度を最終年度とした中期経営計画および事業構造改革の着実な遂行と持続的な企業価値の向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるため。
- ・当社の取締役が、より長期の目線で持続的成長を目指し、すべてのステークホルダーに価値を創造することについて、一層の意識を高めるため。
- ・真のグローバル企業をめざす中で、国籍を問わず優秀な経営人材を確保するための適切な報酬額水準、報酬構成とするため。

【当社取締役（社外取締役を除く）の報酬体系】

	改定前	改定後
固定報酬	基本報酬	基本報酬
業績連動報酬	年次賞与	年次賞与
	中期業績連動賞与	(廃止)
	—	パフォーマンス・シェア・ユニット
	譲渡制限付株式 (譲渡制限期間3年)	譲渡制限付株式 (譲渡制限期間3年～30年)



(2) 取締役（社外取締役を除く）報酬の構成要素割合

取締役（社外取締役を除く）報酬の構成要素割合については、経営責任の重い役位上位者に対し、業績結果の反映割合を高める方針に基づき、役位上位者の業績運動部分の割合を高める一方で業績目標の達成にかかる潜在的リスク等を考慮し、役位ごとの報酬水準を決定しております。

改定後の2021年度について、基本報酬を100とした場合の各報酬構成要素の割合（業績運動報酬は目標を100%達成時の標準額）は下表のとおりとなります。

【改定後】

	基本報酬	業績運動報酬			基本報酬： 業績運動報酬	
		年次賞与	パフォーマンス・ シェア・ユニット (1事業年度当り)	譲渡制限付 株式		
取締役（除く 社外取締役）	CEO	100	100	200	200	100：500
	社長	100	30	約38	約38	100：105
	専務執行役員/ 常務執行役員/ 上席執行役員兼務	100	25	約23	約23	100： 70

*専務執行役員およびその下位職務の取締役兼務者には、取締役兼務手当が表とは別に支給されます。

*従来、CEOの年次賞与に反映していたライフサイエンス事業の事業業績評価部分を2021年度より廃止しております。

(3) パフォーマンス・シェア・ユニットに関する補足

2021年度～2024年度までの4年間を対象とした業績評価期間では、当社の中期経営計画において10%以上の連結ROEを目指すことから、2023年度および2024年度の連結ROE平均値10%を目標値とすることを報酬諮問委員会の答申に基づき取締役会で決定しております。

(パフォーマンス・シェア・ユニットの支給率の範囲)

2023年度および2024年度の平均連結ROE実績に応じた支給率の範囲						
ROE実績	6%未満	6%以上	8%	10%	12%	14%以上
支給率	0%	50%	50%	100%（目標）	150%	200%

※ROE実績が6%～8%の間の支給率は50%、ROE実績が8%～14%の間の支給率は比例計算

(4) 株式保有ガイドラインの導入

企業活動を通じた価値創造を目的としたサステナビリティ経営の推進により、すべてのステークホルダーとの持続的な価値共有を図るため、代表取締役CEOと代表取締役社長を対象とした株式保有ガイドラインを定め、原則として、取締役としての在任中、時価ベースで役位に応じた基準金額に相当する当社株式の継続保有を目標とするガイドラインを導入しました。なお、基準金額は、代表取締役CEOについては年間基本報酬の5倍、代表取締役社長については年間基本報酬と同額とします。

(5) マルス・クローバック条項の設定

当社の取締役報酬制度が過度なリスクテイクを促すようなインセンティブ報酬となることを抑制し、取締役報酬制度の健全性を確保することを目的に、非違行為や不正会計による財務諸表の遡及修正等の一定の事由が生じた場合に支給・交付の前後を問わず、報酬諮問委員会の審議を経た取締役会の判断により、インセンティブ報酬の全部又は一部を返還させ又は没収する条項（いわゆるマルス・クローバック条項）を2021年度より定めます。本条項の適用対象は2021年度の年次賞与、同年度に付与された譲渡制限付株式、パフォーマンス・シェア・ユニットおよび支給された中期業績連動賞与とし、以降すべての期間において適用します。

(6) その他

当社は取締役の個人別の報酬等の決定方針を定めております。詳細は別添の第76期報告書26頁の「(2) 役員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定の方針」をご参照ください。



▷第7号議案 吸収分割契約承認の件

当社は、2021年5月11日付の「当社のエラストマー事業の会社分割（吸収分割）及び承継会社の株式譲渡（子会社等の異動）に関するお知らせ」において公表しているとおり、2021年5月11日開催の取締役会において、吸収分割の方法により、当社が営むエラストマー事業に関する権利義務を、当社の100%子会社である日本合成ゴム分割準備株式会社（以下、「分割準備会社」又は「承継会社」）に承継させること（以下、「本吸収分割」）を決定し、同年5月18日付で、分割準備会社との間で吸収分割契約（以下、「本吸収分割契約」）を締結いたしました。

本議案は、会社法第783条第1項に基づき、株主の皆様に本吸収分割契約についてご承認をお願いするものです。

本吸収分割の効力発生日は、2022年4月1日を予定しております。

(1) 吸収分割を行う理由

当社は、1957年（昭和32年）12月に合成ゴムの国産化を目指して制定された「合成ゴム製造事業特別措置法」の施行により設立されました（旧社名：日本合成ゴム株式会社）。1969年（昭和44年）に民間会社へ移行し、合成ゴムからエマルジョンや合成樹脂へと石油化学系事業を展開するとともに、当社固有の高分子技術を活用して半導体材料・ディスプレイ材料・光学材料等へ業容を拡大し、情報電子材料を核としたファイン事業を推進してまいりました。

近年におきましては、事業を取り巻く環境が複雑化し不透明感が増す中、あらゆる環境変化に対応できる強靭な組織を作り、持続的成長を実現し、すべてのステークホルダーに継続的に価値を提供すべく、グローバル市場の成長性が大きく、当社の強みである技術革新力をより発揮できるデジタルソリューション事業とライフサイエンス事業を中長期的な成長事業として位置付けております。

エラストマー事業につきましては、合成ゴムの国内ナンバーワン企業として、SSBR（溶液重合スチレン・ブタジエンゴム）をはじめとする高付加価値合成ゴムの分野を中心に、高い技術力を持ち、国際的な信頼を獲得しておりますが、グローバル競争も激化するなど、事業環境は厳しさを増している状況です。そのような環境下で、収益改善策と事業構造改革に取り組みつつ、戦略的アプローチの見直しを進めてきた結果、エラストマー事業が今後も成長し続けるためには、事業体制の抜本的な変革が必要であるとの結論に至りました。

こうした状況を踏まえ、日本最大の総合エネルギー・資源・素材企業として、石油化学製品の製造・販売を高い技術力により大きな事業規模でグローバルに展開し、高付加価値製品のラインアップ強化に積極的に取り組むENEOSホールディングス傘下のENEOS株式会社に対象事業を譲渡することが、エラストマー事業の持続的な発展のために最適であると判断し、エラストマー事業を会社分割により子会社化し、その上で、当該子会社の株式を譲渡することを決定しました。

なお、現時点では、ENEOS株式会社に対するエラストマー事業の譲渡に向けて準備を進めておりますが、仮に当該譲渡が何らかの理由で実行されないとても、上述のとおり、当社の将来の事業ポートフォリオとしては、いずれにしてもエラストマー事業を本体からいったん切り離して独立採算とし、将来的なM&A等の可能性を模索することが適切と考えております。そのため、本議案を本総会でご承認いただけた場合には、エラストマー事業のENEOS株式会社への譲渡の可否にかかわらず、本吸収分割を実行する予定です。

(2) 吸収分割契約の内容の概要

本吸収分割契約の内容は、以下のとおりです。

吸収分割契約書

JSR株式会社（以下「甲」という。）及び日本合成ゴム分割準備株式会社（以下「乙」という。）は、2021年5月18日（以下「本契約締結日」という。）付けで、以下のとおり合意し、吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

本契約に定めるところに従い、甲は、吸収分割の方法により、甲のエラストマー事業（以下「本事業」という。）に関する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する（以下「本吸収分割」という。）。

第2条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲（吸収分割会社）

商号：JSR株式会社

住所：東京都港区東新橋一丁目9番2号

(2) 乙（吸収分割承継会社）

商号：日本合成ゴム分割準備株式会社

住所：東京都港区東新橋一丁目9番2号

第3条（承継する権利義務に関する事項）

1. 本吸収分割に際し、乙が甲から承継する権利義務は、別紙「承継対象権利義務明細表」のとおりとする。なお、権利義務の承継につき関係官庁その他の関係者の許認可又は承諾等を要するものについては、当該許認可又は承諾等を取得した上で（但し、別紙の6.に記載する「産業廃棄物処理施設設置許可」については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4及び第9条の6第1項に基づく都道府県知事の認可の取得を条件とする。）、当該権利義務を本吸収分割に際して承継する。
2. 前項の規定による債務の承継は、全て免責的債務引受けの方法によるものとし、効力発生日（以下に定義する。）後に、甲がやむを得ない事由（法令に基づくものを含むが、それに限られない。）により乙のために債務を負う場合、乙は甲に対して、当該債務の額及び当該債務負担に伴い甲が負担することとなった費用の額を速やかに補償する。
3. 甲及び乙は、承継対象権利義務のうちその承継又は対抗要件具備のために登記、登録、通知、承諾その他の手続を必要とするものにつき、相互に協力してこれを行うものとし、かかる手続の履行に要する公租公課及び費用は、乙の負担とする。



第4条（本吸収分割に際して交付する株式その他の金銭等に関する事項）

乙は、本吸収分割に際して、甲に対して乙の株式1株を交付する。

第5条（効力発生日等）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2022年4月1日とする。但し、本吸収分割に係る手続の進行に応じ、必要あるときは、甲及び乙は、協議の上、これを変更することができる。

第6条（乙の資本金等の額）

本吸収分割により増加する乙の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は次のとおりとする。但し、効力発生日までの間における事情の変更により、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

- (1) 資本金 0円
- (2) 資本準備金 0円
- (3) 利益準備金 0円

第7条（会社財産についての善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日に至るまでの間、善良な管理者の注意をもって、それぞれの業務を遂行するものとする。

第8条（本吸収分割の条件の変更又は解除）

本契約締結日から効力発生日に至るまでの間において、乙又は甲の財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合、本契約の目的の達成が著しく困難となった場合その他本契約の内容を変更又は解除する必要が生じた場合には、甲及び乙は協議の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

[以下余白]

本契約成立の証として、甲及び乙は、本書1通を作成し、それぞれ署名又は記名押印の上、甲が原本を、乙が原本の写しを保有する。

2021年5月18日

甲： 東京都港区東新橋一丁目9番2号
JSR株式会社
代表取締役CEO エリック ジョンソン

乙： 東京都港区東新橋一丁目9番2号
日本合成ゴム分割準備株式会社
代表取締役社長 平野 勇人

承継対象権利義務明細表

本吸収分割の効力発生日において、乙が甲から承継する本事業に関する甲の資産、債務・負債、契約その他の権利義務は、下記のとおりとする。乙が承継する本事業に関する権利義務に関して疑義が生じた場合、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が誠実に協議の上、その内容を変更することができる。

記

1. 資産

(1) 甲が効力発生日の前日の終了時直前において保有している以下に列挙する資産であって、別途規定される場合を除き、本事業のみに関するもの

(i) 流動資産（以下の（2）を除く。）

- ・ 現預金1,111,000,000円
- ・ 受取手形
- ・ 売掛金
- ・ 製品
- ・ 仕入品
- ・ 半製品
- ・ 原材料
- ・ 仕掛品
- ・ 貯蔵品
- ・ 前払費用
- ・ 立替金
- ・ 未収入金-一般
- ・ 未収入金-未収利息
- ・ 短期貸付金
- ・ 仮払金

(ii) 固定資産（以下の（2）、（3）及び3.を除く。）

- ・ 建物（主として対象事業に関するもの）
- ・ 構築物（建物以外）
- ・ 機械装置
- ・ 車両運搬具
- ・ 工具器具備品

- ・リース資産
- ・土地（甲の千葉工場及び鹿島工場の敷地に限る。）
- ・建設仮勘定
- ・ソフトウェア
- ・技術使用権
- ・利用権
- ・借地権
- ・その他権利金
- ・無形固定資産（ソフトウェア以外）
- ・投資有価証券
- ・長期貸付金
- ・長期前払費用
- ・その他投資等
- ・投資その他の資産

(2) 甲が効力発生日の前日の終了時直前において保有している以下に列挙する資産

- (i) 甲の四日市工場における製造第一部動力課が担うユーティリティ供給業務に関する資産（但し、対象事業以外の事業のみに関する資産を除く。）
- (ii) 甲の千葉工場に存在する一切の資産（但し、甲のデジタルソリューション事業のみに関する資産を除く。）

(3) 甲が効力発生日の前日の終了時直前において保有している以下に列挙する関係会社株式及び出資持分。但し、以下に記載のJSR クレイトン エラストマー株式会社及び日本ブチル株式会社の両方又はいずれか一方については、甲及び乙が関係当事者との協議を経て別途合意する場合には、これを除外する。

会社名	株式数又は出資持分
株式会社エラストミックス (EMIX)	6,592,100株
ELASTOMIX (Thailand) CO., Ltd. (EMT)	16,275株
Tianjin Kuo Cheng Rubber Industry Co., Ltd. (TJ)	出資持分
JSR MOL Synthetic Rubber Ltd. (JMSR)	9,180株
JSR BST Elastomer Co., Ltd. (JBE)	26,622,000株
JSR クレイトン エラストマー株式会社 (JKE)	15,000株
日本ブチル株式会社 (JBC)	1,584,000株
JSRトレーディング株式会社 (JTR)	960,000株
株式会社護光商會 (GOKO)	47,520株
JSR Elastomer Korea Co., Ltd. (JEK)	30,000株
JSR Elastomer India Private Limited (JEI)	1,485,000株
JSR Elastomer America, Inc. (JEA)	12株
JSR Elastomer Europe GmbH (JEE)	325,000個



(4) その他

上記（1）から（3）の資産のほか、甲が効力発生日の前日の終了時直前において保有している資産であって、本事業のみに関するもの。但し、甲及び乙が別途合意したものを除く。

2. 債務・負債

甲が効力発生日の前日の終了時直前において負担する以下に列挙する債務、負債であって、本事業のみに関するもの。但し、未払賃金に係る債務、潜在債務、偶発債務及び簿外債務を除く。

(1) 流動負債

- ・ 買掛金
- ・ 短期リース債務
- ・ 未払金
- ・ 未払費用
- ・ 未払利息（外部）
- ・ 預り金
- ・ 前受金
- ・ 前受収益
- ・ 未払費用-賞与
- ・ 仮受金
- ・ 役員賞与引当金
- ・ デリバティブ負債（短期）

(2) 固定負債

- ・ 長期リース債務
- ・ 退職給付引当金
- ・ 環境対策引当金
- ・ その他固定負債

(3) その他

上記（1）及び（2）の負債のほか、甲が効力発生日の前日の終了時直前において負担する債務、負債であって、本事業のみに関するもの。但し、租税債務、法令上移転が許容されない債務並びに甲及び乙が別途合意したものを除く。

3. 知的財産権

甲が効力発生日の前日の終了時直前において保有する本事業のみに関する知的財産権（本事業のみに関する知的財産権の出願に関する書類等の情報並びに甲が効力発生日の前日の終了時直前において有する知的財産権の出願に係る出願人としての地位（拒絶する旨の査定を受けた場合の地位を含む。）及び当該知的財産権を受ける権利を含む。）

4. 契約

- (1) ユーティリティの提供に関する全ての契約（契約に基づく一切の権利義務を含むが、潜在債務、偶発債務及び簿外債務は除く。）
- (2) 上記（1）のほか、甲が効力発生日の前日の終了時直前において契約当事者となっている有効に存続する契約（雇用契約を除く。）であって本事業のみに関するもの（契約に基づく一切の権利義務を含むが、潜在債務、偶発債務及び簿外債務は除く。）。

5. 雇用契約等

(1) 雇用契約

効力発生日の前日の終了時直前において本事業に主として従事する全ての従業員（但し、(i) に記載の従業員番号に係る者を除く。）、及び、(ii) に記載の従業員番号に係る従業員との間の雇用契約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務。疑義を避けるために付言すると、効力発生日までに退職した従業員との間の雇用契約を除く。但し、効力発生日の前日までに、甲、乙及び当該従業員が別途の取扱いに合意した場合における当該従業員との間の雇用契約に係るもの、並びに、未払賃金に係る債務、潜在債務、偶発債務及び簿外債務を除く。

- (i) ●、●、●
- (ii) ●、●、●

(注) 本参考書類においては、従業員番号の記載を省略しております。

(2) 労働協約

甲がJSR労働組合との間で締結し、効力発生日において有効に存続している労働協約上の地位及びこれに基づく一切の権利義務。

6. 許認可

以下の許認可（法令に基づいて乙による承継が可能であるものに限る。）その他本事業に関して甲が保有する許認可のうち法令に基づいて乙が承継する必要があるもの。

- ・ 高圧ガス製造事業許可
- ・ 危険物施設設置許可
- ・ 産業廃棄物処理施設設置許可

以上



(3) 吸収分割承継会社が当社に交付する株式の数の相当性に関する事項

本吸収分割に際し、承継会社は、普通株式1株を発行し、吸収分割会社である当社に対して交付します。交付株式数は、当社が承継会社の発行済株式の全部を所有していることを踏まえて当社と承継会社との協議により決定したものであり、相当であると判断しております。

(4) 吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本吸収分割により承継会社の資本金及び準備金の額は増加いたしません。

(5) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

(単位：円)

資産		負債・資本	
項目	帳簿価格	項目	帳簿価格
現預金	1,000,000	資本金	1,000,000
合計	1,000,000	合計	1,000,000

(6) 吸収分割承継会社の成立の日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

(7) 当社において最終事業年度の末日後の重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

当社は、2021年5月11日付で、ENEOS株式会社との間で、日本合成ゴム分割準備株式会社株式のENEOS株式会社への譲渡に係る株式譲渡契約を締結しております。

× 穗 欄

第76回定期株主総会会場ご案内図

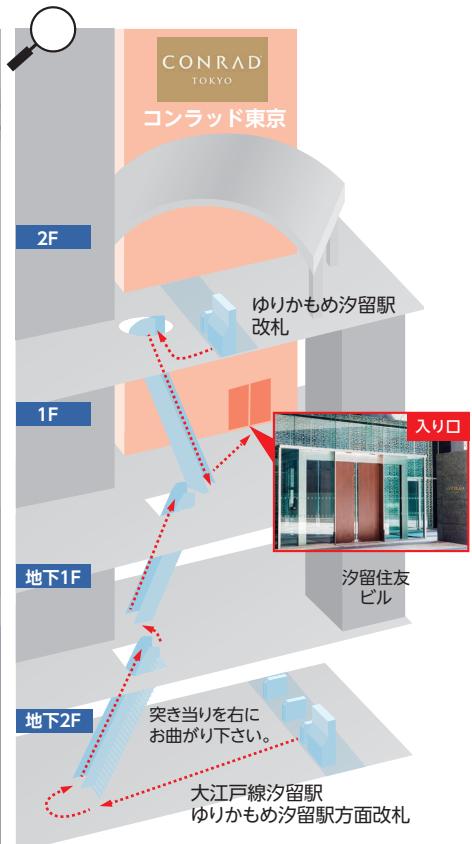
会 場 コンラッド東京 アネックス2階「風波」

東京都港区東新橋一丁目9番1号
電話 03-6388-8000 (代表)

「会場」までのアクセス

- 都営地下鉄大江戸線「ゆりかもめ汐留駅方面改札」から徒歩2分
※改札を出て進み、右側のエスカレーターで上の階へ、次に左側へ進み、コンラッド行きの上りエスカレーターをご利用ください。
- ゆりかもめ 改札から徒歩1分
※改札を出て右側へ進み、コンラッド行きの下りエスカレーターをご利用ください。

最寄駅 「汐留駅」



JSR株式会社

〒105-8640 東京都港区東新橋一丁目9番2号
TEL:03-6218-3515 FAX:03-6218-3682



ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C022915

